

紋別地区消防組合林野火災注意報及び林野火災警報に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、紋別地区消防組合火災予防条例（昭和48年条例第13号）第29条の8及び第29条の9の規定に基づき、林野火災注意報及び林野火災警報の発令又は解除の基準並びにその運用方法を定め、林野火災の未然防止及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(林野火災注意報の基準)

第2条 気象の状況が次のいずれかに該当し、林野火災の予防上注意を要する気象状況になった場合には、林野火災注意報を発令し、火の使用の自粛等を求めるものとし、気象が平常の状態に復した場合には、これを解除する。

1 発令基準

次のいずれかに該当する場合は、林野火災注意報を発令する。

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下であるとき。
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されているとき。

2 解除基準

当日の天気予報が晴れであったにもかかわらず降水があった場合又は発令基準に該当しなくなった場合には、林野火災注意報を解除する。

3 その他

当日に降水が見込まれる場合又は積雪がある場合には、発令しないことができる。

(林野火災警報の基準)

第3条 林野火災注意報発令中に強風注意報が発表され、林野火災の予防上危険な気象状況になった場合には、林野火災警報を発令し、火の使用の制限を行い、強風注意報が解除された場合には、林野火災警報を解除し、必要に応じて林野火災注意報に切り替えるものとする。

また、林野火災警報発令中に乾燥注意報が解除された場合、林野火災注意報及び林野火災警報を解除することができる。

(対象期間及び区域)

第4条 林野火災注意報及び林野火災警報の対象期間は3月から6月とし、火の使用

制限の対象区域は紋別地区消防組合内全域とする。

(発令または解除の条件)

第5条 林野火災注意報及び林野火災警報の発令又は解除の条件は、次のとおりとする。

1 合計降水量

(1) 発令条件

紋別地区消防組合内に設置されている観測所のうち、紋別市内に所在するいずれか1か所以上の観測所、かつ、滝上町、興部町、西興部村及び雄武町のすべての観測所で林野火災注意報の発令基準に相当する合計降水量が観測されていること。

(2) 解除条件

組合内のすべての観測所において発令基準に該当しないこと。

(3) 観測所の位置及び名称

番号	所在地	観測所名
1	紋別市南が丘町1丁目	紋別
2	紋別市小向	紋別小向
3	紋別市上藻別	上藻別
4	紋別郡滝上町滝ノ上原野	滝上
5	紋別郡興部町興部	興部
6	紋別郡西興部村西興部	西興部
7	紋別郡雄武町雄武	雄武

2 乾燥注意報

(1) 発令条件

網走地方気象台が、紋別地区消防組合内のいずれかの市町村に乾燥注意報を発表していること。

(2) 解除条件

網走地方気象台が、紋別地区消防組合内のすべての市町村の乾燥注意報を解除していること。

3 強風注意報

(1) 発令条件

網走地方気象台が、紋別地区消防組合内のいずれかの市町村に強風注意報を発表していること。

(2) 解除条件

網走地方気象台が、紋別地区消防組合内のすべての市町村の強風注意報を解除していること。

4 その他

林野火災注意報及び林野火災警報は、紋別地区消防組合内全域に一斉に発令又は解除するものとする。ただし、必要があると認める場合は、紋別地区消防組合内市町村単位又は地域単位で発令又は解除することができる。

(周知及び広報)

第6条 林野火災注意報及び林野火災警報の発令又は解除については、住民への周知のため、ホームページやSNSなど各種媒体を活用し情報提供を行うとともに、消防車両による巡回等による広報に努めるものとする。

附 則

この基準は、令和8年1月1日から施行する。